

第16回  
消費者教育推進会議  
議 事 録

消費者庁消費者教育・地方協力課

## 議 事 次 第

1. 日 時 平成28年12月19日（月）10：00～12：00
2. 場 所 中央合同庁舎第4号館11階共用第1特別会議室
3. 議 題
  - (1) 事業者・事業者団体における消費者教育の実施状況について（ヒアリング）
    - ・公益社団法人 消費者関連専門家会議（ACAP）
  - (2) 「消費者教育の推進に関する基本的な方針」見直しに向けた意見交換（中間見直しを含む）
  - (3) 第3回若年者の消費者教育に関するWT（概要報告）
  - (4) その他
4. 出席者（敬称略・50音順）

委員：東 珠実、飯泉嘉門、尾嶋由紀子、尾上浩一、河野恵美子、齊藤秀樹、佐分正弘、島田 広、曾我部多美、出口貴美子、富岡秀夫、西村隆男、長谷川敦子、古谷由紀子、堀内壽夫

幹事等：警察庁生活安全局：平井生活経済対策管理官付課長補佐【代理出席】  
金融庁総務企画局：長岡課長補佐【代理出席】  
文部科学省生涯学習政策局：高橋男女共同参画学習課長  
厚生労働省社会・援護局：金井地域福祉課長  
農林水産省大臣官房：穴井参事官兼消費・安全局付  
経済産業省商務情報政策局商務流通保安グループ：横田消費経済企画室長補佐【代理出席】  
国土交通省総合政策局：稲山安心生活政策課課長補佐【代理出席】  
環境省総合環境政策局環境経済課：永見環境教育推進室長

消費者庁：岡村長官、川口次長、小野審議官、金子消費者教育・地方協力課長、青山企画官
5. 配布資料
  - 資料1 消費者教育推進法に基づくACAPの消費者啓発活動と各社の取り組み
  - 資料2-1 消費者教育の推進に関する基本的な方針の見直しについて
  - 資料2-2 消費者教育の推進に関する基本的な方針（中間見直し）素案
  - 資料2-3 都道府県・政令市における消費者教育の推進状況調査（未定稿）
  - 資料2-4 地方自治体における消費者教育推進体制の現況一覧
  - 資料2-5 消費者庁の施策に関連した報告書等における消費者教育の記載例（未定稿）
  - 資料3-1 若年者の消費者教育用教材について

- 資料3-2 第3回若年者の消費者教育に関するWT報告（概要）  
資料4 「見守りハガキ」プロジェクト・イベント実施の様子

（参考資料）

- 参考資料1 各省庁における消費者教育施策  
参考資料2 消費者教育推進計画策定状況及び消費者教育推進地域協議会  
設置状況  
参考資料3 消費者教育推進会議取りまとめ（平成27年3月）

○西村会長 それでは定刻でございますので、ただいまより、第16回「消費者教育推進会議」を開催させていただきます。

皆様、年末のお忙しい中、お集まりいただきまして、ありがとうございます。

本日は、大竹委員、柿沼委員、清家委員、高山委員、吉國委員が御欠席でございます。

それでは、早速ですが、本日の議事に移ります。議事次第をごらんください。

今回は、消費者教育の推進に関する基本方針の見直しに向け、事業者・事業者団体の取組につきまして、ACAPさんからのヒアリング、基本方針の見直しについての議論、そして、若年者の消費者教育に関するワーキングチームからの教材作成の進捗についての御報告になってございます。

本日は後の議論に十分時間を割きたいと考えておりますので、ヒアリングはACAPさんのみとさせていただきます。ACAPさんには、ACAPの取組と併せまして、幾つか個別企業の取組等も御紹介いただければありがたいと考えております。

では、早速ですが、佐分委員からお願いしたいと思います。

よろしく願いいたします。

○佐分委員 おはようございます。佐分でございます。

今は元理事長ということで、ACAPの活動について御報告をさせていただきたいと思っております。

資料を見ていただいて、1ページ目、まず目次がございます。

「Ⅰ. ACAPの消費者啓発活動」ということで、これまでの取組の経緯について、お話をさせていただきます。

「Ⅱ. ACAPがおこなう消費者教育・啓発の取り組み内容」ということで、具体的な話をさせていただこうと思っております。

「Ⅲ. ACAP会員企業がおこなう消費者教育・啓発事例」ということで、わかる範囲で、今回、各社からお聞きした範囲で皆さんに御紹介していきたいと思っております。

「Ⅳ. ACAP会員企業がおこなう従業員を対象とした消費者教育事例」は概要について、順次御報告をしていきたいと思っております。

まず5ページ、「Ⅰ. ACAPの消費者啓発活動」について、今までの取組の経緯を御説明いたします。

2012年に、ACAPの会員に対して、企業での消費者啓発・教育に関するアンケートを行っております。これは日本消費者教育学会の関東支部と合同で実施をさせていただいております。この時に、約4割が自分のところで消費者教育をやっていないということが判りました。ただ、各社とも相談窓口を持ち情報提供されていますが、そういったものが消費者教育という観点で捉えられていなかったことも判りました。

2013年4月、ここでは消費者教育支援プロジェクトを立ち上げております。この消費者教育推進会議に伴いまして、ACAPとしても何かできないのだろうか、何ができるか。

とりあえずできるところから始めてみようということで、プロジェクトを立ち上げて推進してまいりました。

10月には、そこにあります「ACAP基本方針」と「ACAP行動基準」といったものを策定しております。

6ページに、ACAPとしての基本方針、それから行動基準というものを記載しています。後ほど見ていただければと思います。

それでは「Ⅱ. ACAPがおこなう消費者教育・啓発の取り組み内容」ということで、お話をさせていただきます。

8ページ、まず、ACAPが行う消費者教育・啓発活動内容ということで、この9項目がございます。この9項目につきまして、順次簡単に具体的な内容を説明してまいりたいと思います。

9ページ、ACAPが行う消費者教育・啓発の取り組み内容の活動内容詳細ということで、ACAP消費者啓発資料というものがございます。これは、ACAP会員企業・団体約60社で110種の啓発資料を作っております。ACAPとしても、何かやらなくてはならないということで、ちょっと古くはなつたのですが、ACAP作成資料としては3種ございます。「知って安心！食品表示とマーク」というものと「食品を害虫から守るために」というものと、「住まいをカビトラブルから防ごう！」、この3種類、ACAPとしても作って配布をさせていただいております。

10ページ、業種別にどのぐらいのものがあるのかを示させていただいております。啓発資料の種類と内容ということでございます。一番多いのは食品関係が一番多い形になります。特に食品、レシピです。中には、飲酒の仕方についてということなども出ております。あとは、その他製造、流通・サービスでそこに記載されている内容になっております。

11ページ、これは先ほど御紹介しました3種類の内容でございます。また見ておいていただければと思います。

12ページ、ACAP消費者啓発資料常設展示コーナーとして、ACAP会員企業の団体とACAPが作成した資料を展示し、どなたでも持ち帰っていただくコーナーを作っております。主には消費生活センター、国民生活センター、大学といったところに御協力をいただいて、今、全国47か所、もう少しで各県に行き届くという状況にまで来ております。

具体的には、各コーナーに数十種が、下の写真のような形で展示されております。また消費生活センターに行かれたときには、ぜひごらんいただければありがたいと思います。

13ページ、ここに現在常設展示している箇所を示しています。大学にも協力をいただいております。大学においては、学生課、事務局の近くの廊下といったところに展示をさせていただいております。14ページも同じでございます。

15ページ、ACAP消費者啓発資料発注ランキングということで、各コーナーから資料を持っていかれると、追加の発注が参ります。そのランキングベスト25です。これは時々入れ替わりますので、現在の状況でございます。ここでいきますと、森永さん、味の素さ

ん、キューピーさんなど、食品関係が多いなという気がしております。

16ページ、ACAP消費者の声を生かした製品・パネル展示ということで、どのように改善に役立っていったかという改善事例の展示をさせていただいております。東京都の消費生活総合センター、神戸市の生活情報センター、北九州市の市立の消費生活センター、そういったところに、パネルとあわせて現物を置けるところは現物展示という形で展示をさせていただいております。

17ページ、企画展示ということで、札幌、名古屋などでは、ある企画に応じて展示コーナーを設けるということで、毎年1月から2月に期間を限って展示をさせていただいております。中学生の方が職場体験ということで消費生活センターに来られる時期に合わせて実施していると聞いております。

18ページ、講座ということで、学校、地方公共団体、その他行政、団体などで実施をしております。

具体的には、19ページ、学校においては大学講座、小学校講座ということで、大学講座は、ここに記載されている大学を中心に実施させていただいております。大東文化大学は、実際に私も行って講義をさせていただきました。各学校の御依頼に基づいて実施させていただいております。

次に、教員向け講座ということで、校長協会などの依頼を受けてということなのですが、保護者にどのように対応したらいいのだろうかといった内容でお話をさせていただいております。

あと、地方公共団体につきましては、消費生活センターさんが行う市民への講座、行政職員、事業者向けといったものに講師を派遣させていただいております。

21ページ、消費生活展ということで、これは各消費生活センター、地方公共団体、消費者庁、ACAPなどが主催するものに、生活展という形で一緒に協力をさせていただいております。そこに記載されていますが、消費者啓発資料の展示・配布、改善事例、あとは消費者啓発クイズといったものを実施しております。

22ページ、ACAPが行う「わたしの提言」につきましては、今回、既に審査は終わっており、審査には東先生、福岡審議官にも御協力をいただきまして、どうもありがとうございました。御礼申し上げます。昭和60年から延々と実施してきまして、今回で32回目になります。

23ページ、実は、昨年度から中学生向けの作文コンクールを実施し始めました。昨年度は消費者庁と文科省の後援、今年度は全日本中学校長会の後援をいただく形で展開をさせていただいております。今回はかなりの応募がございました。この中から、優秀な作品を表彰していきたいと考えております。

24ページ、これは、後で見えておいていただければと思います。

25ページ、「ACAP暮らしのおすすめ情報」につきましては、会員企業の「生活便利情報」へのリンク集です。また一度、お時間があればぜひ見ていただけると、いろいろな

情報がここで見られるかと思います。

26ページ、消費者月間の取組ということで、ここも事業者がどのようなことをやっているのかということもA C A Pのホームページも取り上げて、協力をさせていただいております。

27ページ、これが実はプロジェクトが新たに取り組み出したことで、A C A Pホームページに「A C A Pバーチャル工場（施設）見学」というものを新設いたしました。ここは、会員企業のバーチャルで工場見学を体験できるというサイトにリンクを貼らせていただいております。小学校の方が、各企業を訪問するときに事前にこれを見て行くと非常に参考になるといったような声もいただいております。また、ぜひ時間があれば見ておいていただければと思います。

28ページ、「地域社会」教育支援ということで、先ほどの展示コーナーの増設や出前講座などを紹介しています。

29ページ、「職域」教育支援ということで、従業員を対象とした消費生活講座で使える資料や講座を紹介しようということで、今はまだ準備中でございます。各企業が従業員教育でどのようなものを使っているのか、どのような形でやっているのか、そういったものをここで紹介していきながら、活動を高めていきたいと考えております。

「Ⅲ. A C A P会員企業がおこなう消費者教育・啓発事例」になります。

まず、アキレスさんにつきましては、小学校、幼稚園、その保護者を対象に、「足育」の出前講座として、足がちゃんと育つように応援をしていくということを実施しております。また、シニアに対してやっているということです。

次、S M B Cコンシューマーファイナンス、こちらについては高校生以上対象ということで、高校、大学を対象に「生活設計・家計管理」、「ローン・クレジット」といったものを実施しております。次のページを見ていただくと「金融トラブル」ということについても実施をしておられます。

次、N T Tドコモさん、ここも「スマホ・ケータイ安全教室」ということで、全国の小中高校などを中心に展開されています。

次、カルビー株式会社につきましては、ここも「カルビー・スナックスクール」ということで「食べすぎ」「ダラダラ食べ」といった悪習慣をなくすための教育をされています。小学校が中心になると思っております。

次、第一生命保険株式会社につきましては、「ライフサイクルゲームⅡ」を用いて、小学生から社会人まで幅広く展開されております。この場に消費者教育支援センターの専務理事がお見えですが消費者教育支援センターで消費者教育教材の表彰をされています。その最優秀賞を受賞した作品です。

続いては「Ⅳ. A C A P会員がおこなう従業員を対象とした消費者教育事例」です。これはA C A P会員に対して一度アンケートを実施したのですが、なかなか回答が集まらず、まだまだ十分取り組まれていないということではないかと思っております。取組内容の主な

ものには、消費生活アドバイザーが中心となった消費者トラブルの教育、eラーニングを使って環境や情報セキュリティといった教育、高齢者の見守りに関する教育などを実施しているところもあるということで、まだまだ数は少ないかなと思っております。

ちょうど時間が限られていましたので、端折りましたが、以上でございます。

○西村会長 ありがとうございます。

それでは、引き続きまして、皆様からの御質問、御意見等がありましたら、どうぞお願いいたします。

では、飯泉委員、お願いします。

○飯泉委員 今、企業の皆さん方の大変素晴らしい取組を発表いただいたところでありまして、企業の皆さん方が売ってよし、消費者の皆さんにとっては買ってよし、また、社会貢献だ、世間よしだと、三位一体揃うのかなと、こうした感じもしたところであります。消費者市民社会、この構成として、企業の皆さん方にしっかりと取り組んでいただく。こうした点が大変重要ではないか。特に、啓発資料であるとか出前講座、こうした点は割と小さいうちからそうした企業がどういう取り組みをしているのか、こうした点を学ぶいい機会だと思いますので、よりこうした点が広がっていけばいいのではないかと、このように思っております。

ちなみに徳島での取組につきましても、消費者教育実践校として、幼稚園から高校まで、28か所を指定させていただきまして、県内の企業の皆さん方に、今も説明があったように、「高校生を対象だ」、あるいは「小学校からだ」という形での出前講座、これを行っていただいております。例えばLEDの日本最大の生産拠点であります、日亜化学工業株式会社、このLEDの照明、そのあり方などについて出前講座。また、消費の関係ということであれば、キョーエイというスーパーマーケットグループがあるわけですが、こちらにつきましてもリスクコミュニケーション、店頭において、高校生を対象に具体的な事例として出前講座を行っていただいているところでもあります。

また、先ほど12ページから13ページにかけまして、消費者啓発資料の常設展示の話もございました。徳島におきましても、遅ればせながらではありますが、1月から県の消費者情報センター、こちらで展示をさせていただきたいと考えておりますので、また御協力よろしくお願いを申し上げたいと思います。

以上です。

○西村会長 ありがとうございます。

その他にいかがでしょうか。

古谷委員、お願いします。

○古谷委員 古谷です。

A C A Pさんと、その会員企業さんの積極的な消費者啓発教育というのは、以前から評価をしているところです。調査を継続的にされていることや実践の意味でも素晴らしいと思います。ほかには、この度、方針を作られたという意味でも、非常に評価できる取組で



はないかと思っております。

それを踏まえてなのですが、消費者教育推進法あるいは基本方針に則って、自ら評価をするというような取組をされているのかどうかをお聞きしたいと思います。といいますのは、ACAPさんはかなり古くから消費者啓発教育の教材のガイドラインというものを持っていらっしゃるかと思うのですけれども、余りそれが活用されていないような気がしております。このガイドラインは素晴らしい内容ですので、ガイドラインと今回の方針をもとに、企業がより消費者教育推進法に則った形の消費者教育・啓発をされるという評価をされているのかどうかを、ぜひお聞きしたいと思います。よろしくお願いたします。

○西村会長 ということですが、確かにガイドラインは90年代にできて、現存しているとは思いますが、いかがでございましょうか。

○佐分委員 していないという回答になるかと思っております。ガイドラインにつきましては、かなり古いものがありまして、それを改訂しようと、今、検討している状況です。

○西村会長 ガイドラインに依らずとも、個別に出された企業の資料をACAPとして何らかの評価をしているということは、特に今はないということによろしいですか。

○佐分委員 特にやっていません。

○西村会長 そういう御回答でございます。

そのほかに、御質問、御意見はございますでしょうか。

東委員、お願いします。

○東委員 失礼いたします。

大学との連携に関連して、少し質問させていただきたいと思っております。

どうしても、大学で外部機関と連携した消費者啓発といいますと、行政の地元のセンターとか、そういったところが中心になるのですけれども、実際に学生などは今、就職活動などもありまして、非常に事業者との関係を持つことに関心を持っております。そういう意味でも、ぜひACAPさんのような事業者サイドからの消費者啓発のアプローチを大学生に対して、もっとしていただきたいということをまず希望しているということがございます。

そこで今回、今の御報告、2点ほど大学との関連のところでお説明があったかと思うのですが、1点目が13ページにあります消費者啓発の資料の常設展示につきまして、大学のほうにも展示しているということ、私も認識不足でよく知らなかったのです。こちらはどのような形で案内をして、大学にも常設展示をすることが可能になっているのかということ。

2点目は、19ページにある大学の講座に関してですけれども、実践の数、年間あたりどのぐらいの講座の数を実施されているのかということが1つ目。2つ目が、単発の講座なのか、シリーズになっているような講座なのかということ。3つ目として、費用負担などについて教えていただければと思います。

以上でございます。

○西村会長 いろいろとありましたが、よろしいでしょうか。

まずは、常設展示の件でございます。

○佐分委員 大学への常設展示につきましては、個別に講座をお受けしているところで、関係のできたところから実施させていただいているのが現状です。

○西村会長 大学講座ですね。どのぐらい年間でやっているのかということですね。

○佐分委員 大学によってまちまちなのですが、例えば大東文化大学は、年間30講座、1単位いただきまして、シリーズでずっと展開しています。

○西村会長 いろいろな企業さんが行って。

○佐分委員 そうです。ACAPの会員がそれぞれ1講座ずつ持ちながら、それぞれの企業活動を説明させていただいています。

○西村会長 今の東委員の質問は、単発もあり、シリーズもありという理解でいいですか。

○佐分委員 ほかに10講座あります。

○西村会長 それで、費用負担は。

○佐分委員 費用は、大学側に負担いただいています。

○西村会長 大学に負担してもらっている。

○佐分委員 はい、そうです。

○西村会長 ACAPは負担しないと。

○佐分委員 ACAPの負担はありません。

○西村会長 そうすると、名古屋の開催は難しいかもしれないですね。

○佐分委員 そうですね。

○西村会長 済みません。

そのほか、いかがでございますでしょうか。

河野委員、お願いします。

○河野委員 幅広い取組をされているので、読み込ませていただきました。

質問というか、意見なのですけれども、22ページの「わたしの提言」募集・表彰という、ここの32回の募集テーマが、まさしく推進法に則った部分といたしますか、個別の消費者教育というのはたくさんあるかと思うのですけれども「2. これから必要な消費者教育」だとか「3. 消費者に対して企業が担うべき役割」ですとか、ここのテーマがとても素晴らしいと思うのです。このような内容を先ほど御説明いただいた「Ⅲ. ACAP会員企業がおこなう消費者教育・啓発事例」の中に盛り込まれていらっしゃるか、今後盛り込まれていくのかというあたりを伺いたいと思います。

以上です。

○西村会長 その点について、いかがでしょうか。

まさに今回、募集テーマに新たに加わったと私も推測するのですが、「1. エシカル消費を考える」といったことを広く募集している一方、ACAPさんとして、そのあたり、どういう事業活動に生かされる、あるいはこれからそういう展望を持っていらっしゃるの

かということをお願いします。

○佐分委員 結論から言いますと、具体的に、これで各企業の活動に盛り込むということは、特には実施しておりません。ただ、提言いただいたことは、なるべく実施できるようにということで考えています。

○西村会長 ありがとうございます。

時間もあるのですが、私から1点だけよろしく願いいたします。

先ほどの御意見にも出ていましたが、推進法あるいは基本方針が消費者教育の主体として事業者、企業というものを一つとして大きく取り上げているわけで、これからの連携・協働のあり方として役割は非常に大きいだろうとっております。

一方で、今も河野委員のお話がありましたが、消費者市民社会というときの、それを実現するために企業はどこまで活動できるのかということで、もう一つの研究会ということで「倫理的消費」調査研究会で、ACAPの清水さんが御報告されました、エシカルや環境、人権等々の意識がACAP会員企業に非常に低いという御報告があったかと思うのです。この教材資料等も、私もある程度拝見しておりますが、どうしても、金融機関であったり、保険会社、証券は金融の枠を出ないということで、ACAPさんという連携・連携横断であるがゆえにこそできる何かトータルなこれからの環境のあり方とか、人権擁護のあり方であるとか、動物の福祉の問題とか、積極的に取り組むような方向性を持っていただけるといいのかなと思うところです。SDGsでも、持続可能な生産と持続可能な消費の実現ということが出ているわけで、そういうところで大変かとは思いますが、新しい取組を期待したいと思っております。

○佐分委員 ぜひ、こちらも積極的に取り組みたいと思っております。

○西村会長 では、尾嶋委員、どうぞ。

○尾嶋委員 今回の資料にはございませんでしたけれども、ACAP様は会員企業に対していろいろな調査されているかと思うのですが、その中で、お客様相談室の充実のために、お客様相談室の内容について調査をされていると思うのですけれども、お聞きしたいのは、私どもは相談員をしておりますと、事業者様あるいは事業者団体様から、消費者教育をもう少ししっかりしてくださいというようなことを言われることがございまして、事業者様から見たお客様相談室に寄せられる相談等を含め、消費者として一番事業者様から見て欠けていることとか、重要視してほしいこと、そういうことがありましたら教えていただきたいと思えます。

○西村会長 よろしいでしょうか。消費者に望むことということで、よろしいですか。

○佐分委員 ちょっと返事に困っているのですが、これはそれぞれの消費者センターが消費者の声を聞いて、その中でどういったことを消費者に望むのかというのはいろいろ違うと思います。同様に、業態によって企業によっても違いますし、それを通り一遍的にということになれば、まさに今、消費者教育の充実をしていくということが必要になるのではないかと思います。

○西村会長 ACAPとしておやりになっているお客様相談室の調査、そういうところから何か見えるものなどというのは特にはございませんでしょうか。

○佐分委員 調査そのものは、実際に各企業の体制です。どのくらいの声が入っていますかとか、何人でやっていますか、それから、土日はやっていますかと、体制を全般的に聞くということが主なのです。それに対して、今後ACAPに対してどのようなことを要望しますかという、そういった調査がメインなものですから、具体的な内容というところは、実は余り聞いていないです。

○西村会長 数値的なものが中心であるということによろしいですか。

○佐分委員 そうということです。

○西村会長 ありがとうございます。

時間の関係もございまして、よろしいでしょうか。

ありがとうございました。

それでは、次の議題に移らせていただきます。佐分委員、どうもありがとうございました。

議題の2番目でございます。消費者教育の推進に関する基本的な方針、中間見直し、これについて意見交換ということになってございます。

お手元に消費者庁で整理された中間的な見直しについてというものがございます。この素案について、事務局から御説明をいただきたいと思っております。

課長から、お願いします。

○金子課長 それでは、お手元の資料2-1に基づいて、まず今後のスケジュール等を最初に御説明しようと思っております。

これは基本方針の見直しについて議論していただきたいということなのですが、現行の基本方針、25年度から29年度までの5カ年のものということになっておりまして、その基本方針の中にも、5年後の見直しに向けた議論にあわせて、中間的な見直しを3年を目途に行うことになってございます。ですから、この3年の中間的な見直しと5年後見直しに向けた論点の整理というものが、現在のこの推進会議の課題の一つになっているということでございまして、それに関する議論をお願いしたいということです。

スケジュールとしましては、本日、中間的な見直しの素案を事務方で用意いたしましたので、それに基づいて御議論いただき、委員からいただいた意見と、関係省庁にも全然意見を聞いておりませんので、そういった意見を集約した上で、3月に予定をしております次回の推進会議で中間見直しを決める。

その次の、6月ぐらいにこのメンバーで第2期の推進会議として最後の会議を開くことになると思っておりますけれども、そこで基本方針の見直しに向けた論点も含めて、次期第3期への申し送り事項というようなものでまとめたいということでございます。

この見直しの考え方でございますけれども、材料といたしましては、都道府県等をお願いをしております現況調査であるとか、あるいはこれまで、本日もございましたけれども、

いろいろな方々がどういった取組をされているのかというヒアリングをもとに実施状況をまず把握をする。それに加えて、25年に作って以降の社会情勢の変化等も踏まえて、どういったものを強化すべきかという観点で、この中間的な見直しをまとめようと思っております。

また、本来、これは3年後の見直しなので、残りの2年に向けてどこがおくれているのか。そういった観点から本来行うべきなのかもしれませんが、我々の事務方の作業、準備がおくれたということ、ひとえにそういうことなのですが、今の段階で見直しを行いますと、次期基本方針に向けての課題点も当然に出てくるわけで、ですので、両方を合わせたようなものとして、この中間的な見直しを行おうということを考えております。

3. のところに骨子として書いてございますけれども、大きく言うと4つの章の構成になっておりまして、1つ目のパートが、実際にお願している現況調査に基づいた進捗状況の確認、2つ目のパートが、ヒアリングに基づいて各主体の方々がどういった取組をされているのかという現状、3つ目のパートが、その後の環境変化で、4つ目のパートが、それを踏まえてどういったところが特に強化しなければいけないかというような論点になるのかなど。そういった構成にしようと考えてございます。

具体的な資料としては、資料2-2として用意をしております。

こちらを見ていただきたいのですが、最初の章としては、現況調査に基づくものということございまして、4ページ目から始まります。推進計画であるとか、協議会の設置状況についてということございまして、これは都道府県や政令市については、設置していただくようにということで、強化作戦の目標にも掲げておりますけれども、こういったものはおおむね進んでいること。ただ、基礎自治体、市町村におかれては、まだ設置は進んでいない状況が書かれてございます。

5ページ目以降、課題となるようなこととして書いてございますのが、基本方針の中で消費生活センターが消費者教育の拠点となるというような位置づけであるとか、あるいはコーディネーターの機能を果たしていくといったことも書かれているわけでございます。拠点化について明示的に言っておられるのは、6ページ目上のほうでございますけれども、24都道府県、10政令市、コーディネーターについては、その下のほうでございますけれども、12都道府県、8政令市ということございまして、まだ数としてはそんなに多くないという状況でございます。

そして、消費者市民社会についての現況ということございまして、7ページの真ん中のほうでございます。理念としては盛り込まれておいて、啓発資料であるとか、講座、研修等も行われている。

また、8ページにかけて書かれておりますのは、学校との連携ということございまして、これについても協議会の中に参加いただくとか、教員向けの講座を行うとか、そういったことは行われているということございまして。

9ページ目以降は、ヒアリングの内容ということございまして、これは説明を省略

させていただきたいと思います。

3つ目のパート、社会情勢の変化として特に書いてございますのが、20ページのところでございますけれども、消費者委員会の若年層を中心とした消費者教育の効果的な推進に関する提言でございまして、成年年齢引き下げの議論が本格化していることを踏まえて、若年者の知識等の実態を把握することであるとか、実態やニーズに即した消費者教育を行うこと、また、コーディネーターの活動を促進していくことなどが提言をされておるといふことです。

21ページでございます。加えて、実際に法務省の議論も本格化しておるし、消費者委員会もさらに今月末を目途に提案をまとめられる予定でございまして、そういった議論も進んでおるといふことでございます。

最後のページでございまして、ここからは、特に今回御議論いただきたいということで項目だけ掲げております。

1つ目は、都道府県の推進体制として、計画であるとか協議会の設置というものを基礎自治体に広げていくことであるとか、コーディネーター、拠点化という意味の取組を強化していくこと。

2つ目の項目としては、社会情勢の変化として、(1)は言わずと知れた成年年齢引き下げへの対応ということでございます。現行の基本方針のもとでも、高校段階までに主体的に判断し、責任を持って行動できる能力を一応身につけていただくことになっておるのですけれども、それを特に強化していかなければいけないのではないかと。 (2)として書いておりますのは、特に情報化、国際化の対応ということで、例えばオンラインゲームのトラブルが増えているとか、フィンテックとか新たなサービスが始まっていることであるとか、国際化に関しては、電子商取引の拡大ということにどう対応していくのかということ。(3)制度の変化に対応した周知等ということでございまして、我々の問題意識としては、例えば資料2-5という形で添付させていただいておりますが、消費者庁に係るものだけでも幅広い分野で消費者教育であるとか啓発の重要性ということが言われておりますので、そういったものを新たに書いていかなければいけないかもしれないということ。最後のところは、SDGs等も踏まえて、倫理的消費とか、そういうような社会や環境を意識した消費行動ということを特に書いていかなければいけないかもしれない、そういった問題意識を持っているということでございます。

説明が長くなってしまいましたけれども、特に4つ目の最後の今後の論点に当たるところを中心に御意見をいただければと思っております。

以上でございます。

○西村会長 ありがとうございます。

それでは、早速議論に入ってまいります。大きく2つぐらいに分けて、前半、後半でいきたいと思っております。

1つ目は、今の素案の最後の23ページにもありますが、都道府県の消費者教育の施策全

般について、施策の実施状況についての御意見をお願いしたい。後半のほうでは、今後の課題ということで、社会情勢の変化に対応した消費者教育の強化をしていく必要性、これについて議論をしてみたい。恐らく素案ということでお作りいただいておりますので、内容的に加えるべきもの、あるいはもう少し修正を必要とするもの等が出てくるのではないかと思います。きょうのところはまだもう一回御議論ができるということでございますので、お気づきの点をフリーに出していただければと思います。よろしくお願いたします。

では、早速、飯泉委員からお願いします。

○飯泉委員 我々都道府県のことが書かれておりますので、そこについて少し着眼点を申し上げていきたいと思ひます。

特に最終ページ23ページにある1.そして、(1)(2)のところですが、都道府県等における消費者教育施策についてというところで、まず(1)の市町村へ広げていこうということ。これは大賛成であります。やはりメッシュを細かく、より消費者に近いところの行政、ここに重点的に対応していく。重要なことだと思ひますので、そこについての着眼点を何点か申し上げていきたいと思ひます。

まず、この市町村の消費生活センターの設置、それから、行政、学校、消費生活相談員の連携、促進、こうした点をぜひ進めていくべきだと思ひております。

そこで、今、徳島におきましても、特に市町村のところを重点的にやっていこうということで、平成29年度には100%市町村における消費生活センター設置を達成することができるようになります。ただ、そうなるまいりますと、この消費生活相談員、その教育の問題、そして、これについては、やはり学校現場との関係を密にする必要がある。学校現場にこの相談員の皆さん方を派遣していこう。こうした体制をとりたいと思ひております。

これによって何が起こるのかといひますと、子供さんたちがまさに消費者、その現場で起きている消費者被害の実態です。これを目の当りにする。従来は、子供さんたちにそうした生々しいものは見せないとか聞かせないということが多かったのですが、賢い消費者を目指す、そして、より実態をわかった消費者になっていただくということであれば、こういう実態があつて、これに対しての処方箋はこうあるべきなのだということ、こうした相談員の皆さん方が日ごろ対応しているものを、出前相談などあるいは出前の授業として小学校、中学校、こうしたところで行っていく。ここが大変重要になるのではないか。教員の派遣の問題など、こうした点について、これからしっかりと体制として整えていく必要があるのではないかと思ひております。

(2)の消費者教育の担い手と、今度は学校現場の連携強化。これの現場の声を2点、お届けをしたいと思ひます。まず第1点は、なかなかこの教員の中で消費者教育を教えることのできる人員がない、少ないということ。第2点は、たとえそうしたことをやりたいと思ひていても、消費者教育に対して授業で行う時間が割けない、ほかのカリキュラムが非常に多い、こうしたお話が出ております。そこで、ここは、実は各地とも連携をさせ

ていただく中で、ことしの8月、四国4県の中で唯一教員養成の学校である鳴門教育大学、独法なのですが、ここと県と、それから県の教育委員会との連携をやっていこうという、消費者教育推進プロジェクト、これが具体的に立ち上がったところであります。

そして、具体的に申し上げていきますと、まず、学部生、これは2年生を対象といたしまして、家庭科の教員を目指す人たちに対して消費者教育、これを行っていこうということ。

それから、今度は大学院生であります、こちらは教職共通科目というものがあるわけなのですが、この全てにおいて消費者教育、これを位置づける形をとります。

また、具体的なカリキュラムを作っていく必要がある。実践といった点では、附属の機関が小学校、中学校などありますので、こうしたところでのモデルカリキュラム、これを作り上げていこうと。そして、教員の養成の体制の強化を図ろうということで、今、進んでいるところであります。学長以下、みんな真剣にこれに取り組む。

また、ほかの例えば徳島大学を初め、四国大学あるいは徳島文理大学という私学もありますので、こうしたところにも学長さん同士あるいは私が入った高等教育機関の長と知事との懇談会、協力要請もそれぞれにさせていただいているところでありますので、カリキュラムの中にしっかり位置づける。また、モデルカリキュラムの実践的なものをいかに作り上げていくのか。こうした大学、高校、そして、実際には消費者情報センターなど、こうしたものの一気通貫の体制、これが求められるのではないかと思います。

ぜひ、ここは文部科学省との連携が大変重要になってくるのかとは思いますが、ぜひこの審議会の場においても、また、我々も文科省に対してもしっかりとこうした、きょうは文科省の関係者の方も来られていますけれども、こういった形で進めるべきだと思っております。我々としては、しっかりと大学も含め、あるいは教育委員会も含め、市町村も入れる中で、そうしたモデルを構築できればと考えております。きょうはさまざまな御意見が出てくると思いますが、またそうしたものをそしゃくさせていただければと思っております。

以上です。

○西村会長 ありがとうございます。

徳島の素晴らしい取組で、今のプロジェクトも大変参考になると思いました。ぜひ、全国知事会とか、そういうところでアピールをしていただいて、先進事例が他の都道府県にも影響を与えていただけるよう期待しているところでございます。ありがとうございます。

では、堀内委員、お願いします。

○堀内委員 徳島の知事さんがおっしゃった学校教育との連携について話をさせていただきます。

次期学習指導要領が今年度出されます。特に社会に開かれた教育課程ということで、学校教育を学校内に閉じ込めなくて、社会と共有して連携して実施していくことが主旨の一つといわれております。そういう点で消費者教育は、本当にこの目玉に当たるような教育内容であり、また、その実践の取組あたりは方法になるのかなと思います。



したがって、社会に開かれた教育課程の典型事例として、消費者教育をもっともっと押し出していくようなことになればと思っております。

2年前に報告した松山の余土中の実践を修正していきたいと我々も思っておりますし、事業の中でどんどん改善していくということが、一つの実践からの積み上げかなと今のところ思っております。

それから、次期学習指導要領では、カリキュラム・マネジメントが重視されています。目標達成のために必要な教育内容を組織的に配列していきましょう、もっともっと改善していきましょうということが言われております。「だまされたらどうするのか」という消費者教育の面と、社会科で「水の値段」という単元のように、「だまされないために何を学んでいるのか」ということで、契約とか価格とか消費のことを学ぶと思います。

でも、それだけではなくて、余土中での授業の中では、やがて事業者になるのだから、「消費者をだまさない」し消費者庁を中心に、「だませない社会づくり」をする。このようなことを実践事例を取り上げて、お示したところでございます。何を学ぶか。そして、どのように学ぶか。こういったところが今後見直しのところでは一番必要になってくるのではなかろうかと思っております。

以上でございます。

○西村会長 ありがとうございます。

島田委員、どうぞ。

○島田委員 今後の大きな方向性のところで、1. 2. というところが挙がっているわけですが、これまでのヒアリングの中身ですと出てきている中で、この省庁関係からの関連教育分野のヒアリングというものをかなりやってきました。これと消費者教育というものはどう結びつけていくのかというあたりのこれからの探求といいますか、そこら辺が大事な分野ではないか。特に、今、マネジメントというお話もありましたけれども、学校が今後、地域に開かれて地域の課題となっているものをいろいろ取り上げつつ、いろいろな教育に取り組んでいく中で、それがさまざまな法教育であったり、環境教育であったり、そういうものにどうつなげられるのかという、そういうイメージ図のようなものを少し作っていく作業をしていけば、現場でもそれに即していろいろつなげながらやりやすくなっていくのではないかとこのところがございます。そういった、まさにこの消費者教育推進法の基本理念にのっとりた方向だと思いますので考えてみてはどうかと思っております。

○西村会長 ありがとうございます。

ちょうどこの後のきょうの最後の議論の中で、成年年齢引き下げに関連する教材の話が出てまいります。そこで私もちょっと発言しようと思っていたのですが、まさしく今回のこの問題はもともと法制審から出てきて、法務省マターということでしょうか。当然法教育という観点もございまして、それから、消費者庁、消費者教育、それから、もちろん学校教育での高校生への普及啓発ということでございますので、そういった三位一体の中で、

省庁を巻き込んでトータルでやっていただくことが必要だろうと思っているところでした。今、島田委員の御発言の中では、金融経済教育あるいは環境教育、そういう意味では環境省、金融庁等ヒアリングをした成果も含めて、今後の連携関係の強化というところですね。ぜひ進めていくべきだということを検討していきたいと思います。

そのほかにございますか。

出口委員、お願いします。

○出口委員 出口でございます。よろしく申し上げます。

省庁との連携というところで、一つ気になっているのが、消費者の消費の中で大きく問題になってくるのが、消費をした、買ったものによって健康が害されるという部分がすごく多いと思うのです。例えば子供の事故でもそうですし、高齢者の事故もかなり健康被害ということが大きく社会的問題になると思うのです。その省庁の連携という中で、厚労省との連携という部分は、実はもっと大きいのではないかと。私は医療の現場にいますので常にそう思うのですが、そのあたりはどう進めていかれるのかなということが私の質問です。よろしく申し上げます。

○西村会長 消費者庁への質問ということですか。

○出口委員 消費者庁もそうですし、消費から生まれる健康被害という部分に、もう少し厚労省とのパイプが大きくなっていいのかなと思っています。

○西村会長 ありがとうございます。

では、課長、よろしいですか。とりあえず厚労省との連携、現状、あるいは今後の方向性という健康被害の問題です。

○金子課長 安全分野についても担当部局と厚労省が連携しながら進めていると認識しておりますけれども、現在、議論いただいている基本方針の中でも、特にその部分を強化すべきということ盛り込むべきという御意見かと思っておりますので、それは検討させていただければと思います。

○西村会長 確かに健康食品であったり、特保の問題であったり、あるいは、先ほどACAPさんのきょう、最初の御報告の中でも関連して出たかと思うのですが、障害者等への消費者教育とか、そういった側面でも非常に関連の深いところがございますので、消費者教育マターで考えても、ぜひ積極的な連携体制ということは不可欠であろうと考えているところであります。

どうぞ、ほかに御意見はございますか。

尾上委員、どうぞ。

○尾上委員 私は（１）（２）についての意見を述べさせていただきたいと思います。

まず、（１）（２）につきまして、市町村への協議会の設置ということは、私も大賛成でございます。これをする事によって、地域や家庭といったところに入り込めるということとともに、構成員の配置の仕方をうまく考えていくことが大事かと思っております。いろいろな協議会などに出させていただいたこともあるのですが、ちょっと偏ったといえますか、

本当に広げていかなければいけないところの分野に人が配置されていない。ただ意見を吸い上げるだけというようなことが多いので、この設置基準を明確にした上で、必要などころに意見を聞ける、落とし込めるという流れが必要と思います。

(2)に関しましては、学校教育の中で、今、学習指導要領の改訂が進んでおりますが、やはり消費者教育という言葉自体なじみが少ない部分がありますし、姫路市の事例を発表していただきましたが、学校教育の中に取り込んでいくという流れで計画をしているのですが、そこに保護者まで、家庭まで入ってきていないという部分があります。まずは学校教育からというところからでしょうが、しっかりとした教科になっておるのであれば意識して保護者も理解をしていくのでしょうか、まさに教科横断的な位置づけでもあると思いますし、そのほかの教育内容との関連性を明確にしないと、どの分野が消費者教育なのかという、先ほどの事例にもありましたように、スマホの安全教室という部分では情報教育なのか消費者教育なのかわからないまま、行って勉強して帰るというようなところになっているので、明確にこの部分は消費者教育ですよということをしっかりと位置づけした上で発信していくべきなのではないかと考えております。

以上です。

○西村会長 ありがとうございます。

協議会の実質化的なところが重要かと思います。

では、齊藤委員、お願いします。

○齊藤委員 ありがとうございます。齊藤です。

最初、23ページの1.に関連したことでありますけれども、都道府県における消費者教育の施策の推進で、特に地域協議会の設置のことが大きく取り上げられておりますが、都道府県による地域差も大きいということが実感でありますし、さらに、市町村に至ってはまだまだこれからという感じがしますので、まず、これが非常に早い期間に広がっていくということを、一番に期待したい。そういうことをぜひ強いメッセージとして盛り込んでいただく必要があるのかと思います。

それから、先ほど飯泉委員から市町村の設置のお話があって、非常に心強いお話だったと思いますが、市町村に設置されることによって、消費者と近い関係が生まれるわけがありますし、その中で身近な問題として捉え得る、情報もさることながら、そういう機関があるのだということは非常に心強いものがございます。特に高齢者の場合は、この消費生活センターの拠点化ということも大事であります。日々の生活の中では地域包括支援センターという、厚労省サイドで今、お進めいただいております、一元的に生活全体のことを見守っていただくという仕組みもあるわけでありまして、そういった機関との連携もしていただくことによって、高齢者はどちらに行っても、情報が得やすいということが大事ではないかと思っております。ぜひ、いろいろなところとの連携にこの消費生活センターが一つの大きな役割を担っていただくということを期待したいと思っております。

以上であります。

○西村会長 ありがとうございます。

それでは、古谷委員、お願いします。

○古谷委員 ありがとうございます。古谷です。

まず、見直し作業の考え方を幾つかお示しいただいており、提案であるとか取組を強化すべき事項という書き方をされていますが、その前に、今までやってきて何が課題だったのかということも書く必要があるのではないかと思います。

何人かの委員の意見もありましたように、例えば、課題の中には体制あるいは人員の問題なのか、あるいは内容面の問題なのか、あるいはカリキュラムの問題なのかというようなことなど、現状の問題点や、課題をある程度明らかにして、解決の方向性といったものを出すべきではないかと思います。その解決の方向性の中で、モデルとして先進的な取組をされているところがあるのであれば、それを紹介するやり方もあると思います。

そのほかには、例えば内容面では、例えば被害のことを何人かの方が言われたのですが、そういった被害のない社会ということも、当然消費者市民社会の中に入ってくるとは思いますが、実際としては、例えば被害のないというか、被害を防止するという観点とエシカル消費といった観点とが融合されて消費者市民社会という概念が十分提示できているのかという点と、できていない面があります。これらについては消費者市民社会概念の普及ということで取り組んでいるわけですが、課題について、今後の方向性も含めてぜひ入れていただかないと、より充実した取組にならないのではないかと思います。

2点目として、ヒアリングについて、課題として、都道府県の話を中心にされていましたが、中央省庁についても並列的に5つ並べるだけではなく、これは島田委員もおっしゃったと思うのですが、消費者市民社会を形成していくという観点から、トータルで見たときにどのような課題があるのかということもぜひ盛り込んでいただいて、その中には連携・協働の課題も含めた観点も必要ではないかと思います。

長くなって恐縮ですが、3点目ですが、見直しに当たっては、今の基本方針で十分検討されていなかった。先ほど西村会長からも言われた障害者の問題であるとか、あるいは保護者の問題であるとかというのは、十分基本方針の中には盛り込まれていないと思います。現状、これらの問題もクローズアップされてきているということですので、これらも検討すべきではないかと思います。

以上です。

○西村会長 ありがとうございます。

飯泉委員、御所用ということで、退席ということで承っております。ありがとうございました。

失礼しました。河野委員、お願いします。

○河野委員 河野です。

古谷委員の意見に全面的に賛成なのですが、私もこれまで十分に論議されなかった部分というのは、課題としてきちんと進めることが必要かと思っています。その上で、消費者教育

推進法にのっとりた理念の周知というところは、もう少し強めてどこかに書いてもいいのかなと思うのです。個別テーマの進んだところ、進まないところはあると思うのですけれども、きょう出されている資料2-3のところの各都道府県のところを見ますと、宮城県のところに、計画の中に「『消費者市民社会の形成に寄与する消費者を育む』という観点から新たに策定した」とも書かれていて、都道府県の中でもそれを盛り込んだところはたくさんあると思うのです。消費者庁の取組としては、時々ポータルサイトを見るのですけれども、四、五年前のポータルサイトに要求される資料の中身は、被害をどうするのかだとか、そういうものが多かったのですけれども、最近は市民社会とは何かだとか、そういうことがちょっと増えてきているように思うのです。それは進んだところかと思えますので、これまで基本法にのっとり進んだところ、それと、まだまだのところは明確に分けて書いて課題化をはっきりさせることと、先ほど、徳島県が29年までにと書いていましたけれども、大体おおよそ何年ぐらいまでにはどのようなことが進んだらいいというような目途というか、そういうことも少し入ってもいいのかなとは思っています。

以上です。

○西村会長 ありがとうございます。

消費者教育推進法の理念というか、そのスピリットの部分ですね。それをもう少し強調したほうがいいのではないかとということでもあります。行動する市民というか、あるいは、あるべき社会を作る、築いていく消費者市民ということですね。被害に遭ったらそれをそのままにしないとか、権利意識を持って、しかるべき対応をしていくとか、率先して環境に配慮した商品を購入するとか、人権に配慮するとか、そういったトータルで推進していくような考え方を育成する。それは今、御報告がありましたように、前進している部分も評価し、また、今後さらに推進していく部分を明確にしていくということだろうと思えます。

ほかにいかがでしょうか。

曾我部委員、お願いします。

○曾我部委員 家庭科教育の中には、消費と環境を扱う指導内容があるので、教科としては家庭科教育は非常に重要な意義を持っていると思います。また、4年生の社会科でも環境に関すること、ごみの問題など、そういうものも扱っていくのですが、自分の暮らしの中で、その環境とか消費をどう考えていくのかというのは、家庭科教育が大きい役割を担っているのではないかと思います。

先ほど、島田委員もおっしゃったように、人間は生きている限り消費行動をしているわけですので、それは年齢に関係なく、日々の生活の中での消費行動が社会や環境にどう影響して自分たちの生活が営まれているのかという事実はきちんと教えていかなければいけないと思います。成人年齢が下がってくることも考えますと、小学校や中学校の教育がすごく大きな意味を持つのではないかと考えています。具体的には環境省と関係するとか、地球温暖化が進んでいると言え、これは私たちの消費行動から起きていることなので、

具体的な事例を挙げながら、子供に現状を理解させる、そういう発達段階に応じた教育の必要性も強く感じています。ぜひ、この2.の(4)の社会や環境を意識した消費行動への働きかけということをし、しっかりとやっていただけたらと思っています。

以上です。

○西村会長 ありがとうございます。

前半の部分で、大体よろしいでしょうか。

それでは、後半の社会情勢の変化に応じた消費者教育の強化、あるいは今後の課題ですね。そういったところの部分、目次で見たほうがよろしいでしょうか。大きい番号で言いますと、Ⅲ、Ⅳあたりです。この辺について、どうぞ御意見がありましたら御発言をお願いしたいと思います。

島田委員、お願いします。

○島田委員 社会情勢の変化に対応したというところで、冒頭に制度的な変化が中心に出てきているわけですが、今ほどいろいろ御意見があった中でもありましたように、今の世界が抱える課題、それから、地域が抱える課題として、持続可能な発展という問題は、非常に大きな課題としてあるのだと思います。そこをきちんと捉えておかないと地域における普及も進んでいかない。今はいろいろ進んでいる地方自治体の、多くには地域の発展にとって消費者が鍵なのだという認識がある。そこが進んでいるポイントだと思いますので、そこをきちんと踏まえられるような、この中間的見直しというものになっていけば、これからもっと地域で進んでいく鍵になっていくのではないかと思います。

○西村会長 ありがとうございます。

東委員、お願いします。

○東委員 失礼いたします。

今の島田委員の御意見に近いですし、それから、先ほど来出ている御意見とも重なるのですけれども、今、4つ、2.のところの必要性ということで併記されております。これがばらばらに4つ併記されているという形のまとめ方でいいのかということです。ポイントになってくるのはこういうことだとは思いますが、先ほどおっしゃった全体としての方向性、世界が今一番変えていこうとしている部分との関係とか、その地域が延長線上にあって持っている課題があって、それを骨の部分としながら個別の課題が出てくるのかなという気がしております。そのあたりのまとめ方といいますか、それにつきまして少し工夫ができるといいかなと思っております。

○西村会長 ありがとうございます。

実は私もそれは思っていて、この基本方針の見直しの作業をしている中でといいますか、推進法が進んできている中で、たまたまと言っているのかどうか分かりませんが、制度的変化が、従来から話題としてはありましたが、成年年齢引き下げという話が入ってきて、この契約教育との関係で重視されるということである。それは先ほどの推進法のスピリットの部分との兼ね合いからすると、言い方はどう申し上げたらいいかわかりませんが、(1)

(2) (3) (4) と並べると、(1) が一番重要な印象を与えてしまうところがあって、今、ちょうど東委員が指摘されたような、大きく言って、確かに今日的な状況として差し迫った問題として指導要領改訂との絡みもありますし、成年年齢引き下げの問題を重点的に扱うということの流れというほうにちょっと組みかえていく必要があるかなという気はいたしております。

そのほかに御意見がありましたらお願いいたします。

あるいは、全体を通して御意見がありましたら、どうぞお気づきの点、御発言いただければと思います。いかがでしょうか。

長谷川委員、お願いします。

○長谷川委員 先ほど来、成年年齢引き下げへの対応ということでお話が出ておりましたが、公職選挙法が改正になりまして、18歳以上に選挙権年齢が引き下げになったということで、学校現場は非常に影響が大きかったです。それを踏まえますと、政治的教養に関する教育についての知識・理解のみならず、どのように主権者として社会に参画する力を育成するのかということも、どうやって進めていくのかということが課題になっています。

今、同じようにこのように法的な措置がなされるとしたならば、非常に影響が大きいと思いますし、18歳になる生徒たちに何をどのように教えていけば良いのかということも知りたいと思っております。特に、契約の責任を負うことが想定される高校生に対して、どのような教育が必要かということも重要なポイントであると思います。これをきっかけに、今までは公民科や家庭科で中心に行われていた学習を、学校の教育活動全体で取り組まなければならないという意識になってくるきっかけになるかと思えます。この機会を捉えて、より消費者教育を進めていく必要があり、学習指導要領の改訂が検討されている今、消費者教育に関してより充実していただきたいと思っております。

○西村会長 大変重要な御指摘だったかと思えます。ありがとうございます。

選挙権年齢の引き下げが行われたときには、もうこれで参議院選の実施もあったわけですが、文科省さんから主権者教育に関する大部の資料が高校生に配布されることになったわけです。それに匹敵するだけの市場取引における契約責任ということで、大変大きな問題になってくるわけです。ですから、この後、今、ワーキングで検討していただいている教材の話もございますけれども、どうやってそれを学校教育の中で、同時に権利意識の醸成であるとか、あるいは責任意識の醸成であるとかということ。選挙権の場合には、国家に対する権利であったり、責任であったり、そして、市場に対する責任であったり、権利であったりということで、今、恐らく私も正確なところは存じ上げませんが、学習指導要領も大詰めになっているであろうと思っております。高等学校公民科「公共」、仮称でございますけれども、そこに少しは入ってくるであろうと思っておりますが、それが少しでよろしいのかどうかということですね。この辺もぜひ御検討いただかなければいけないところだろうと思っております。

出口委員、お願いします。

○出口委員 質問です。成年年齢引き下げの対応というところで今、世間を騒がせているカジノの問題もそうなのですが、お酒、たばこ、ギャンブル、スマホは、全て依存症というカテゴリーの中に含まれるものです。そういうものの年齢、どの時点からこれを許していくのか。許されたとしても、これをどう依存症とならずに、うまく豊かな生活として、こういう依存症になりがちなものを自分たちの生活の中にもうまく活かしていけるのかが問題です。依存症ということになると、それは病気という範疇になるかもしれませんがけれども、消費者庁として、スマホも含めて、そういう若年者の教育の中にどういようにかかわっていくのかなということが私の疑問です。

○西村会長 どういう回答を求めますか。

○出口委員 教育の中に依存症対策ということが、これからギャンブルも含めて日本の中ですごく重要な位置を占めていて、精神的なメンタルの問題にかかわってくるところなのですが、消費者教育の中にメンタルの教育というものをどう進めていくか、健康被害ということも含めてどう進めていくべきかということ。それは消費者庁の問題なのか、厚労省の問題なのかということも、各省庁の問題にはなるとは思うのですが。

○西村会長 では、消費者庁さんから御回答をいただいてよろしいですか。

○金子課長 まず、酒、たばこについてということなのですけれども、成年年齢が仮に20歳から18歳に引き下げられたからといって、直ちに酒、たばこまで引き下げるのかというのは、恐らく別の判断なのだろうとは理解しております。

そういった依存症に対する教育というのは現状で思いつくものがなくて、特にメンタルの部分はなかなか消費者教育の範疇でどう位置づけたらいいのかというアイデアもないのですけれども、例えばゲームであれば、最近の例で言うと、いわゆるポケモンGOのときですが、余りそれに熱中し過ぎると事故のもとになったりとか、安全面の問題のおそれがあるという注意喚起は我々としても行ったりとか、そういうものはありますので、その延長で、そういうメンタルのところをどこまで扱えるのか。そういうことなのかなというイメージを持っております。

余り明確な答えになりません。済みません。

○出口委員 時代やテクノロジーの進化とともに変わってきているもの、例えば最近の人工知能も含めて、消費者としての新しい考え方、カテゴリーの中にも含めていかなければいけない問題ではないかと思うので、この時代とともに変わっていくような社会情勢の変化による消費者教育という部分で、ぜひ、一つ加えていただけたらと思いました。

○西村会長 島田委員、どうぞ。

○島田委員 私も今のことに関連した問題意識を持っておりまして、消費者被害がなぜ起こるのかということを考えてときに、一つには、行動経済学的に言われているのが、いわゆるファーストシステムとスローシステム、自動システムと熟慮システムです。これのバランスが壊れてしまうところがあって、それは依存症などとも非常につながり問題なのです。そこら辺の脳科学的な分析が、内閣府時代に研究がたしかあったかと思うので



すけれども、そういったところの研究もきちんとこれからやっていくということが、その成果が消費者教育にフィードバックされていくということにもなってくると思うので、今後非常に大事なポイントなのではないかと思っております。

○西村会長 非常に参考になるのではないかと思います。

尾嶋委員、どうぞ。

○尾嶋委員 いろいろ重要な課題がたくさんある中で、話が、1. のほうの(1)のところに戻ってしまって申し訳ありませんが、消費者教育推進法以降、いろいろな大きな課題とか、進めなければいけない課題が出ております中で、(1)のところ、市町村に地域協議会の設置を広げるとあります。それに異論はありませんが、都道府県で例えば推進地域協議会が消費生活審議会と一緒にいるところもありますが、やはり、独立して消費者教育をしっかりと進めていただきたい。そのためにはまず、全ての都道府県が地域協議会を設置することが必要なのではないかと思っております。学校における消費者教育の推進もそうですし、消費者教育はいろいろな面から都道府県が核になっていくのではないかと思います。

○西村会長 おっしゃっているのは、消費者教育推進地域協議会のそれぞれの都道府県のスタイルが、消費生活審議会の形あるいはメンバーをふやして審議会の延長線上に位置づけられていることが現状としては確かに多いわけです。それを、その地域協議会としてきちんと独立させるべきであると。

○尾嶋委員 十分な議論ができるような形にしていくべきではないかと。

○西村会長 課題としてということですね。実質化ということで、書き込んでいくということですね。

○尾嶋委員 はい。

○西村会長 ありがとうございます。

では、古谷委員、どうぞ。

○古谷委員 古谷です。

IVの「2. 社会情勢の変化に対応した消費者教育の強化の必要性」のところになるかと思いますが、確かに現状として、消費者への働きかけというのは、(4)にありますようにとても重要になりますが、注意をしなければいけないのは、消費者への過剰な期待というのですか、責任を要求するというようなことにならないようにしてほしいということがあります。なぜそれを言うのかというと、現状の社会の持続不可能な状態というのは、消費者だけで引き起こしたわけではないからです。例えば事業者の生産であったり、あるいは国の制度であったりとか、そういったことが関係するので、消費者に役割を期待するところを強調してしまうと問題もあると思われるからです。国、地方自治体あるいは事業者の責任も絡める必要があります。欧州などでは消費者をエンパワーメントするという言い方をしますが、消費者の責任を強調するのではなく、消費者が力を発揮するようという形の消費者教育というあり方も重要になってくるのではないかと思います。ぜひ、そこ

もバランスよく書いていただければ、とっております。

○西村会長 ありがとうございます。

では、尾上委員、お願いします。

○尾上委員 私ども公益社団法人日本PTA全国協議会で、成年年齢の引き下げについての議論というのはまだ行っていない状態ではあるのですが、いろいろな関連性がありますので、慎重に当たっていきたいという部分があります。

特に、今後どうなってくるのかというところで一番危惧されるのが、今日的な課題を議論している中で、いじめとかスマホの扱いの問題ということに関して、保護者に関しては持たせる責任、子供は持つ自覚ということをしっかりやっていかなければいけないのと、情報リテラシーを身につけさせるということです。現状からしますと、例えばフィルタリングに関しましては、なかなか普及が進んでいないといえますか、外している状況が多いということになっています。そうすると、こういったところにも関係してくると思うのですが、早い段階で外してしまう。いわば被害が増えてくる状況が起きかねないということで、課題としては大きな部分があるのではないかと。よく関連性を見きわめた上で判断していきたいということと、議論の内容を絞っていきたいなと思っておりますので、ぜひともそういった発信のもと、我々もしっかり対応していきたいと思っておりますので、その点、よろしくお願ひしたいと思っております。よろしくお願ひします。

○西村会長 ありがとうございます。

大体、よろしいでしょうか。ほかに御意見はございますか。

先ほど出口委員の御発言の関連で、島田委員の脳科学のお話もありましたけれども、結局IR法が通って、ギャンブルが大衆娯楽化していくというか、市場におけるサービス商品の一つになってしまう。この後、別途法制を整備して準備段階と聞いています。結局、それが多重債務問題に関連していくとか、消費者問題の根底のところにかかわってくる問題でもあるという認識でございます。ですから、そういった意味では、ある意味、成年年齢引き下げを一つの契機として考えさせていく必要な素材として認識したいと思っております。

次長からお願いします。

○川口次長 今、御指摘の点でございますが、消費者教育の根底に、より消費行動の問題をしっかり把握する必要があるという御指摘だと思います。消費者庁で、被害を出発点に、いわば対症療法的な施策を積み上げているわけですが、消費者教育というのも、もうちょっと深いところから出発しなくてはいけないということだと思います。

ただ、さらに深めてというところがなかなかできていなかったわけですが、徳島に、ちょうど知事は御退席ですが、徳島県の協力を得て消費者庁で「消費者行政新未来創造オフィス」というものを作ろうということで進めておりますが、これは基本的に実証に基づいた政策の分析・研究機能をベースとして、さらに実証研究ということで、県民の御協力を得て行うということですので、その中には御指摘のありました行動経済学を活用し

た消費行動の分析・研究という部分と、さらに、それを消費者教育の普及とか、子供の事故防止とか、地域で実際にやってみて、さらにデータをとってフィードバックする部分がありますので、新たなオフィスを作れば、これは来年度予算ということで入りますと来年の夏ぐらいから行うということになりますので、そういうところで依存症の問題、依存症一般という問題も、どこまで病気の話なのか、どこまで消費者教育で対応できるのかという問題もあろうかと思っておりますので、委員の皆様にご協力いただきながら成果を上げられるように体制を組んでいきたいと思っております。

○西村会長 ありがとうございます。

それでは、本日、いろいろと出た御意見がございましたけれども、あとは事務局にお願いをいたしまして、取りまとめに向けて整理をひとつよろしくお願ひしたいと思います。

では、このあたりで次の課題、議題の3でございます。若年者の消費者教育に関するワーキングチームの概要報告ということでございます。

現在作成中の高校生用教材の進捗について御報告をいただきます。

ワーキングチームの座長からの御報告に先立ちまして、事務局から現在の教材の作成状況について御説明をいただきます。よろしくお願ひいたします。

○金子課長 それでは、お手元の資料3-1に基づきまして、私から現状、どこまで進んだのかということと今度のスケジュールについて御説明をしようと思っております。

まず、1.の現状のところでございます。

現段階で、後ほど座長である東委員から御説明があると思うのですが、教材のひな形のようなものができた。まだ一部修正を加える予定なのですが、それに基づいて、来月ぐらいから模擬的な授業を行ったりして、最終的な教材を固めるまでの検証を行っていくイメージでございます。

特に今回、先ほどから議論になっている成年年齢引き下げということへの対応ということが喫緊の課題という認識でございまして、加えて、先ほどの議論の中にもありましたけれども、学校で扱ってもらうことを前提としたときに時間が限られているということもありますので、2.の真ん中辺に書いてございますけれども、契約とかお金、クレジットとか、そういったことにどうしても内容として絞り込まざるを得ないのかなというイメージを持っています。ただ、そうは言っても、全く消費者市民的な内容がないというのもどうかということで、最後のところでございますけれども、何かあったときに消費生活センターに御相談いただきたいという内容に加えて、それがどういう意味を持っているのか。自分のトラブルが解決するというだけでなく、ほかの人のトラブルの解決であったり、製品の改善などにつながるのだよということもあわせて教える内容にしようというイメージでございます。

スケジュール、裏面の3.に書いてございます。教材については、先ほど申し上げたように来月以降、実際に使ってみて検証をしてみる。加えて、そういった教師用の指導マニュアルを作ろうと言っていましたので、そういう授業実践の成果も踏まえて、そういった

ものも今後整理をしていくというイメージでございます。

来年については、徳島県の協力を得て、今、全高校でできないだろうかと投げかけているのですけれども、実際にこの教材を使ってみてさらに検証していく。そういうイメージを持っているということです。

私からは以上でございます。

○西村会長 ありがとうございます。

引き続き、座長の東委員から御説明をお願いします。

○東委員 それでは、私から資料3-2に基づきまして、この間、12月5日に開催されましたワーキングチームでの議論を踏まえての御説明をさせていただきたいと思えます。

現状の教材につきましては、ただいま御説明をいただいたとおりでございます。お手元の資料にも見開きの大きな畳んだ用紙1枚と、まだ途中の段階ではありますが、「社会への扉」ということで、別添資料をつけさせていただいております。これが現在の状況でございます。これに先立ちまして、ワーキングチームで、この前の段階の事務局からお示しいただいたものについて検討して、現在、この形になっているということでございます。

資料にございます、ワーキングチームのメンバー、オブザーバーはそちらにお示ししたとおりでございますが、「4. 議論の内容」というところをごらんいただければと思えます。

今回は、最初に(1)ということで、消費者庁からこの教材のさらに前の原案についての説明をいただきました。

そして、2ページに(2)とありますが、あわせて受託業者からこの教材の作成に関して補足の説明がございました。それらを受けてワーキングチームで議論したという流れでございます。

今回は、主に3点にポイントを置いた教材作成ということを前提にいたしました。1点目が、先ほど来、出ております成年年齢の引き下げです。これはある程度ピンポイントでといいますか、もちろん、ほかの部分もあるのですが、そこはかなり重点を置いた形で教材を作る。そして、絞り込まれた、限られた内容で教材を作る。3点目には、ほかにもこういった教材が自治体さん、その他出ておりますので、そういったものとの違いも少し意識するべきではないかといったことで、こちらの教材を検討してまいりました。

受託業者からの説明を受けてのお話だったのですけれども、(2)のところに書いてございますように、教師用の解説書も、このときに一応ページ割ということで御提案をいただいて、それについても御意見を申し上げております。ただいまお手元に配付されておりますのは生徒用の教材案ですけれども、これを補足する形での解説書についてもお話がございました。

それでは、ワーキングチームで出た意見ということで、2ページの(3)①から④にございますので、こちらを簡単に御説明申し上げます。

まず、①についてでございます。「授業のみならず、自習用としても活用できるような

書き込み欄」という書き方がされておりますが、こちらは当初、この教材が例の選挙権の年齢の引き下げ、これに間に合わせる形で自習できるものを想定していたのに対して、時間的にもそれに間に合うのが難しいということもございまして、推進会議の御意見を受けて、高校生に対し学校で取り扱える教材にするという方向性が出されました。そこで、そういった形で原案づくりを進めていただきました。

しかしながら、もう少し自分で考える部分を入れていくほうがいいのではないかと、この①の趣旨でございまして。自習用といいますよりも、むしろ自分で考える、問いかけの部分などが必要だということもございまして。主権者教育が必要になるということもございまして、自分でその問題について考えて回答を見つけていくということです。この部分をもう少し入れ込んでいく必要があるのではないかと。

②の「消費者市民社会に関する記述」について、こちらも推進会議で出されたものでございまして。どうしてもトラブル防止といいますか、契約を中心にした内容となり、前回お示しした案がそうであったと思います。しかし、これについて消費者の行動が社会を変えていく。そして、他者にも影響を与えていくという部分をもうちょっと盛り込んでいただきたいということです。

そして、③に「ライフステージを意識した消費行動に関する記述」についてということもございまして。こちらは先ほども曾我部委員からも御意見がございましたけれども、人が生きていくという人生の全体の中で、この高校卒業なり、18歳なりというところが、全体の中でちゃんと位置づいて、そこがこれからの契約人生のスタートであるといったニュアンスを入れ込んでいただきたい。

④「全体の構成」について、こちらはレイアウト上のわかりづらさが非常にありましたので、その整合をきちんと図っていただきたいということもございまして。その後、教科の調査官からも使いやすい教材をということも御意見などもいただいたということもございまして。

そして、3ページにありますような形で、丸印にあるようなところを教材について変えていただきまして、現在、お手元に配付されているような形になっております。

もう1ページ、1枚物で「生徒用教材の構成案」というものがございまして。全体は資料が多くて複雑でわかりづらいということもございまして、こちらに構成案がございまして、ごらんいただきたいと思っております。

まだまだ検討途中でございまして。また、構成案の2. 3. 4. につきまして、私などは、個人的には「覚えておこう！」という最後の結びになっておりますが、覚えるというよりは考えたり行動につなげていくという趣旨をもっと強調していくほうがいいなということも思ったりもしましたが、そういった意味でも、もう少し細部について詰めていく必要もございまして、現段階でここまで進んでいるということでの御報告をさせていただきます。

以上でございまして。

○西村会長 ありがとうございます。

現在、教材作成ということで動いているという御報告でしたが、御質問、御意見等がありましたら、どうぞお願いします。

私から先に一つ。先ほど事務局の御説明の中でもあったのですが、今回の教材は成年年齢引き下げの問題、それを前面に出すということで作られたということで、しかしながら、一方で、消費者市民が何もないのはどうかというような、非常にネガティブな御発言があったように、今、思ったのですが、これを見ていただきますと「消費者市民社会」という文字は12ページの下に小さくあります。果たしてこれが推進法の本質に基づく契約教育の資料と言えるのかという点が気になります。

これは私の考えです。最初のページは契約から始まらない。最初のページは少なくとも消費者市民として生きるのか、せめて半ページでも結構です。そして、その中の大事な項目として、消費者市民として契約を知ろうとか、そういった方向で打ち出すのが筋だろうと思います。中身の細かいことにはこだわりません。結局、もともとこの若者向けの教材づくりというのは、推進会議の中で考えられてあった、その大前提は、若者に消費者市民社会の考え方を伝えようということでありました。一般の方にはということで、成人向けのことと、その両方の流れで考えてきたものでございます。ですから、もちろん消費者市民として活動していくためには、先ほど来、出てきていますけれども、健康のことも考えたり、安全のことも考えなくてはいけないわけです。それだけ成人として降りかかってくる責任問題、逆に発言して行動していく部分というものがあるわけです。そういうところが前面に出てきた上で、ここに内容を盛り込んでいただければと。

タイトルはとてもいいのです。「社会への扉」。これが扉を開いたときに、あなたは消費者市民ですとか、そのような流れから入って、言葉だけにならないことが理想ですけれどもということをお願いしたい。それが1点です。

もう一点、細かいことで恐縮なのですが、使われている文字として、「事業者」という言葉、法律上は「事業者」なのでしょうけれども、生徒にとっては「企業」でいいのではないかと考えています。ですから、市場における消費者と企業ということで、教科書には企業の責任とか、消費者と企業という言葉が出てまいりますので、それに合わせていただけたらと思います。

3番目の点は、先ほどもう既に申し上げましたが、この文科省さんの御意見にもありますけれども、「選挙権年齢引下げ以上のインパクト」というようにおっしゃっているわけで「消費者庁・文部科学省」という形で、あるいは「法務省」という形で作っていくのがいいのかなど。憲法等が入っていますので、そこはどうするのがいいのか何とも申し上げられませんが、教育委員会を通じて各学校に配布ということになるとと思いますので、文科省の文字が入っていくことが大変有力、不可欠だろうと思っております。

そのほか、御意見がありましたらお願いします。

では、古谷委員、お願いします。

○古谷委員 西村会長の意見に大賛成なのですが、もう少し私なりに説明、意見を

申し上げますと、いきなり契約から入っているということになりますと、東委員もおっしゃったように従来の教材と余り変わらない感じがいたします。最初に消費者市民社会を少し易しい形で書いていただくなりして、成年年齢引き下げにも対応していただくような内容が少しあると良いと思います。ただ、もし細かい解説をしなければいけないとしたら後ろでもいいと思いますが、最初に、そこはきちんと導入としては要るのではないかと思います。

「6. 消費者の行動が社会を変える！」についても最初の説明の中に入れ込んでもいいと思います。

もう一つ「5. 消費生活センターについて知ろう」と書いていますが、いきなり消費生活センターが来るのに違和感があります。大人が、いわゆる成年になった人が、問題解決するときに、いきなり消費生活センターに行くのではなくて、市場の当事者である企業と問題解決できるということが理想ではなかろうかと思います。当然、そのときに、それだけでは解決できないということがあれば、消費生活センターがあるということを知らせるというのが重要なのだと思います。企業と消費者の当事者同士の解決を抜きにして、いきなり消費生活センターに行くというのでは、本来の趣旨に合わないのではないかと思います。

以上です。

○西村会長 ありがとうございます。

長谷川委員、お願いします。

○長谷川委員 私も契約から入るのはと思います。最初に消費者市民社会ということでもとめていただくのがいいと思うのですが、今回見せていただきますと、大事なことがワークの中に入っているのです。ワーク1でどのような行動をとればいいか。ワーク3、どうして法律で定められているのかという、知識、理解の部分は、多分生徒たちは読んだらわかるのですが、この思考力とか判断力を育ていけるような授業を授業の中でやっていくために、このワーク1とワーク3、いろいろなところにちりばめられていて、それが最終的にはどのような行動を自分がとればいいのかという書き方になっているので、そういう意味では、こういう点を大事にしてほしいですし、指導書の中では、ここをどう扱っていくのかを盛り込んでいただければ、教える側としては助かるのではないかと思います。

○西村会長 ありがとうございます。

そのほかに御意見はございますか。

島田委員、お願いします。

○島田委員 何度も恐縮でございます。

私も全く今までの御意見に同意見でございまして、今年だったか、何年前だかちょっと忘れたのですが、消費者白書に年代ごとの意識調査の結果がずっと出ておりました。消費者の安全だったり、いろいろな項目、消費関連の問題について何に関心がありますかとい

うような6項目ぐらいが挙がっていたと思いますけれども、それが年代ごとに出ていて、興味深かったのは、とにかく若者については、悪質商法に関する関心が他の世代に比べて圧倒的に低い状況なわけなのです。だから、若者は基本的には自分は消費者被害に遭うとは思っていないということを前提に物を考えなければいけないと思います。そういう意味で、なかなか被害に遭わないようにということだけ強調していても、なかなか自分の契約のあり方を見直すモチベーションが湧いてこないというところがどうしてもあって、そうではなくて、あなたが物を選ぶ、業者を選ぶ、そのことが社会に非常に大きな影響を与えるのだよ、だからきちんと契約についても考えられるようになっていこうよというスタンスでの働きかけというのが、実際に契約についてしっかり考え方を身につけさせる上でも非常に重要なモチベーションづくりになっていくということだろうと思いますので、ぜひよろしくお願いいたしますと思います。

○西村会長 ありがとうございます。

そのほか、御意見はよろしいでしょうか。

堀内委員、お願いします。

○堀内委員 主体的、対話的で深い学びが、この中の随所にちりばめられているなど感心し、ありがたく思っております。これを中学校の社会、家庭科ではどうするか、さらに、小学校ではというように、教材を作っただけであれば消費者教育がより具現化されると思っております。楽しみにしております。よろしくお願いいたします。

○西村会長 確かに発達段階に合わせてできていくということは理想的だと思います。

では、東委員、お願いします。

○東委員 今、御意見をいただいたものに対する回答も含めて。回答は事務局さんがされる内容だとも思いますが、委員としての意見とあわせてなのですけれども、まず、消費者市民社会というものをどこに持ってくるか。西村会長が、最後におっしゃいましたが、イメージとしては、見開きに最初に大きなものがあって、これは全体がまさに消費者市民社会でありたいといえますか、そういうニュアンスです。ですから、ここはずっとクエスチョンで構成されていますけれども、最後のところでまとめとして消費者市民社会のことが出てくるということで、身近な疑問とか、身近な問題を考えながら、消費者市民社会につなげていく。このように全体の消費者市民社会の中の一つずつのパートを解説していくという形をとっておりますので、認識としては、消費者市民社会というものを、むしろ全体で覆っているという、私自身はそういうイメージでおりました。ただ、御指摘のように、これだけ見ますと確かにそれが伝わらないのかなとも思いましたので、また事務局の方へのお願いも含めてということにもなるかもしれませんが、最初の見開きが目指すべき社会の全体をあらわしているのだというような説明を補足して、今の御質問や御意見に対応できるというのかなということを思いました。

以上でございます。

○西村会長 ありがとうございます。



教材が配布されていきますと、思いと違うところへ行くこともありますので、文字面とかでき上がりが非常に重要だとは思っております。

よろしいでしょうか。

では、尾嶋委員、どうぞ。もしできたら簡単に。その後、河野委員ということで、お願いします。

○尾嶋委員 11ページの消費生活センターについてですけれども、先ほどの御意見に企業を抜きにしては考えられないということがありましたが、それももつともだと思います。そういったものを入れ込んだ上で、消費生活センターについて、私も教科書をいろいろ拝見させていただきましたが、このあたりの部分はあまり取り上げられていないので、どういう形が良いか変更は必要かと思っておりますけれども、ぜひ載せていただきたいと思っております。それから、11ページと一番後ろの12ページ、消費生活センターに相談して「国や自治体が動く」という部分ですが、それが消費者市民社会につながるということがより理解できるようにしていただきたいと思っております。

○西村会長 このつながりがいかがかということですか。

○尾嶋委員 つながりが見えるような形にしていきたいと思っております。

○西村会長 12ページの「不正な取引、被害が拡大」は、恐らくここで終わっているのですね。これは全然今のと違う面で恐縮ですが、ぱっと見ると、被害が拡大していると国や自治体が動くように見えてしまうので、この位置関係を整理していただくとよろしいかなということがありました。

○尾嶋委員 消費生活センターに相談することが、消費者市民社会の形成につながるということが分かるような書き方をしていただくと良いと思っております。

○西村会長 なるほど。ありがとうございました。

では、河野委員、簡単をお願いします。

○河野委員 簡単に。大変苦勞されたのだなということは、随所に見受けられるのですけれども、最後にまとめていただいたところに、見開きでわかろうとした場合に、「『社会への扉』によようこそ！」はとってもいいと思うのですが、「消費者トラブルに遭わないためのキーポイント」になっているのですが、そこはやはり消費者市民社会を作る一人ですというような、あなたもそういう一人だというような言い方というか、ポジションを変えたほうが、底流に流れるところとつながるのではないかと感じました。

以上です。

○西村会長 この絵の「『社会への扉』によようこそ！」の文章のところですね。ありがとうございました。

いろいろと御指摘をいただきまして、ありがとうございました。座長の東委員には大変御苦勞をかけてしましますが、また事務局と御相談をいただきながら改善していただければと思います。

それでは、最後に前回企画の報告がございましたが、議題の4でございます。コミュニ

ケーション日本プロジェクトについて、11月にキックオフイベントがあったと伺っております。何か御報告いただけることがあればお願いいたします。

○金子課長 それでは、資料4、本当に写真だけなのですけれども、用意をしてごさいます。

11月20日に渋谷のハチ公前のところで、実際に配布をして書いてもらうイベントをやりましたということでごさいます。

実際に使っていただいた方からの反応を見ても、親とのコミュニケーションを取る良いきっかけになったという意見も多く聞かれたと聞いておりますし、ハガキの見本が2枚目以降に書いてごさいますけれども、ちょっとしたメッセージを書けるようになっているのです。そこは大体9割ぐらいの方が書いていたということなので、そういう形で結構好意的に受け取っていただいたのかなと思っております。

今後、今3社ほど協力いただける企業さんがいて、それを新規にさらに開拓していくような方向で取り組まれているということと、自治体さんも2つの政令市と聞いていますが、使っていただけるような目途が立っていると事務局からは聞いております。

前回、特に広告を載せることについていろいろ心配する御意見はありましたけれども、前回は事務局から説明がありましたように、ちゃんとしっかり審査すると聞いておりますし、むしろ、何か問題があったときには、しっかり速やかに我々としても対処をしたいと思っております。

加えて、これに関して、消費生活センター等に問い合わせが来ることも懸念をしておったので、事前にこういうものを始めるということは各地の消センにあらかじめお伝えはしておったのですけれども、今のところ、そういうお問い合わせ等も聞いていないと聞いております。

そういう形で、ひとまずこういう形で滑り出したということなので、こういうものも多様な主体が連携しながら、高齢者の見守りをやっという流れの一環だと思えます。まずはこれで進めていこうと考えているところです。

以上でごさいます。

○西村会長 ありがとうございます。

何か御発言ごさいますか。よろしいですか。

それでは、本日の議題については全て終了したということにさせていただきます。

最後に、事務局より次回日程について御連絡をお願いいたします。

○金子課長 次回の日程ですけれども、3月の半ばあたりで、後日、また調整をさせていただきます。

以上です。

○西村会長 それでは、長時間にわたりまして、御丁寧な御審議、ありがとうございます。

以上をもちまして、閉会とさせていただきます。御苦労さまでした。